

■養成所ニュースプラス第31号2025■

冬眠の時期が近づいていますが、熊出没のニュースが、毎日のように伝えられています。皆さんのお住まいや職場でも対応が必要になっているのではないでしょうか。利用者さんの施設外でのプログラムも、影響を受けているというお話を聞こえます。熊が出没している地域の皆さん、どうぞ気を付けて過ごしてください。

Plus Quizは「刑事司法と福祉」から「保護観察」に関する問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも、あわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・

【32回問題147】保護観察に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 保護観察は、保護観察対象者の居住地を管轄する保護観察所が行う。
2. 保護観察の対象者は、自らの改善更生に必要な特別遵守事項を自分で定める。
3. 保護観察処分少年の保護観察期間は、保護処分決定の日から、原則として18歳に達するまでの期間である。
4. 保護観察の良好措置として、仮釈放者には仮解除の措置がある。
5. 保護観察の不良措置として、少年院仮退院者には退院の措置がある。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・

・(36期生)修了に関する書類は、10月31日(金)にレターパックライトにて発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(37期生)教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

支給申請書類一式は、11月4日(火)に普通郵便にて発送しています。届きましたら内容を確認し、11月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第38回国家試験は、令和8年2月1日(日)です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1614570&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1614571&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」をwebにて公開しています。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするためのURLやパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第6号配信時にPDFデータを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URLはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1614572&c=3246&d=99c7>

■Plus Info · · · ·

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1614573&c=3246&d=99c7>

- ・本養成所では、皆さんの中には、皆さんの後輩にあたる第38期生の出願を受け付けております。

現在、1期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1614574&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1614575&c=3246&d=99c7>

■Back Number · · · ·

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1614576&c=3246&d=99c7>

■Plus Column · · · ·

年末まで休載します。

【Plus Quiz · · · · 正答と解説】

「刑事司法と福祉」は、司法と福祉の更なる連携を促進し、司法領域において社会福祉士が求められる役割を果たすことができるよう教育内容が見直され、時間数も増えたことで、国家試験の問題数も3問から6問となりました。

従来の「更生保護制度」中心の出題から、37回国家試験では、大項目「刑事司法」「医療観察制度」「犯罪被害者支援」からも問われ、広い範囲からの出題となりました。出題傾向として、基本的知識を理解していれば解ける問題が多いと言われますが、耳慣れない用語や法律の文章も多いので、勉強のしづらさを感じている人もいるかもしれません。この科目は、他の科目と重なることが少なく、他の科目の知識から応用しづらい科目とも言われています。まずは、頻出の「更生保護制度」を確かなものにしていきましょう。

勉強を進めたうえで、夏のスクーリングでも紹介した保護観察官による「更生保護出張講座」動画（特に2本目の事例）を視聴すると、頭の中の知識が実際の事例に繋がるかもしれません。

今回の出題は基本的な問題ではありますが、問題を解く手がいったん止まってしまうような用語が含まれています。簡単に確認していきます。

「保護観察対象者」は、次の4種類です。

- (1) 家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者（保護観察処分少年・1号）
- (2) 少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（少年院仮退院者・2号）
- (3) 仮釈放を許されて保護観察に付されている者（仮釈放者・3号）
- (4) 刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者・4号）

保護観察対象者には、保護観察期間中、守らなければならない遵守事項が課せられます。対象者全員に課される「一般遵守事項」と個々の保護観察対象者ごとに定められる「特別遵守事項」があります。

保護観察対象者の成績が良く、保護観察を続ける必要がないと認められる場合は「良好措置」が取られることがあります。遵守事項違反や再犯等があった場合は「不良措置」が取られることがあります。

1. ○保護観察の管轄は、保護観察対象者の居住地を管轄する保護観察所が行います。保護観察対象者に住居がないか、明らかでないときは、現在地または明らかである最後の居住地もしくは所在地を管轄する保護観察所になります。
2. ×特別遵守事項は、保護観察所長または地方更生保護委員会が定めます。自分ではありません。保護観察所長が定め

るのは、保護観察処分少年（1号）、保護観察付執行猶予者（4号）の場合で、地方更生保護委員会が定めるのは、少年院仮退院者（2号）及び仮釈放者、仮釈放者（3号）の場合になります。

3. ×保護観察処分少年（1号）の保護観察期間は、保護処分の日から、原則として当該保護観察少年が20歳に達するまでの期間です。その期間が2年に満たない場合は、2年とします。18歳に達するまでではありません。

4. ×仮釈放者（3号）に対する良好措置は、刑の執行を終わったものとする不定期刑の終了です。仮解除は、執行猶予者（4号）に対する良好措置です。保護観察処分少年（1号）では、保護観察処分の解除や一部解除、少年院仮退院者（2号）では、少年院の退院の良好措置があります。

5. ×少年院仮退所者（2号）に対する不良措置は、少年院への戻し収容です。退院は良好措置になります。保護観察処分少年（1号）では、警告や少年院や児童自立支援施設等への送致、仮釈放者（3号）では、保護観察の停止や仮釈放の取り消し、保護観察付執行猶予者（4号）では、執行猶予の言い渡しの取り消し等の不良措置があります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus